

第13次労働災害防止推進計画

(2018年度～2022年度)

◆はじめに

労働災害防止計画は、1958年（昭和33年）に第1次の計画が策定されたものであり、その後、これまで12次にわたり策定してきました。

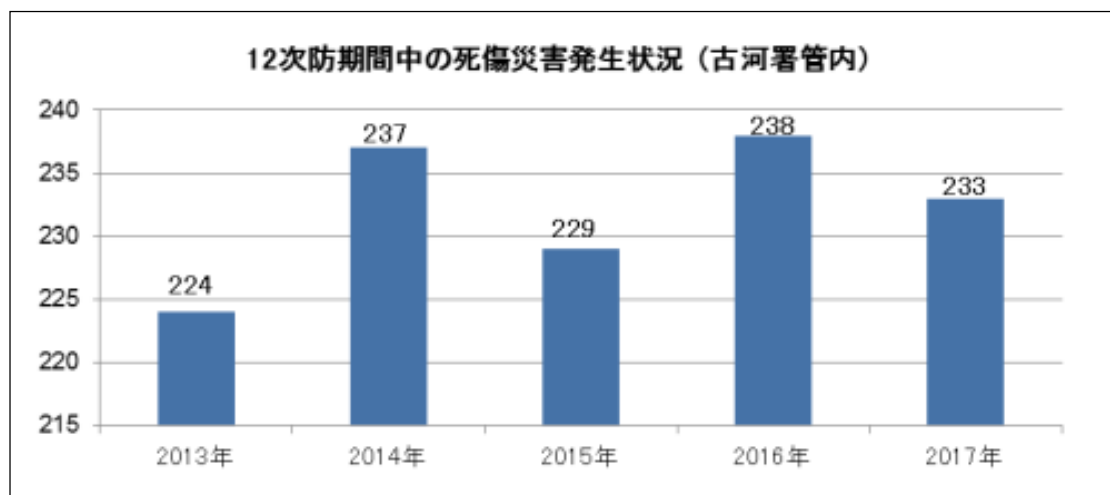
この間、国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生水準は大幅に改善し、その結果、労働災害は順調に減少してきました。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数は減少しているものの、いまだその水準は低いとはいえ、労働災害による休業4日以上死傷者の数に至っては、かつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められています。

古河労働基準監督署管内（古河市、境町、五霞町）においても、死傷者数は長期的観点からみると減少していますが、近年は増減を繰り返す状況にあります。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策に取り組むことが必要になっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現のために、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次防」という。）を策定しました。古河労働基準監督署では、厚生労働省及び茨城労働局が定めた13次防に基づき、当署に対応した13次防を策定しました。



計画の目標

○労働災害

【死亡災害】

13次防期間中の死亡者数を、12次防期間中の件数と比較し**15%以上減少**を目指します。
(目標：5年間の累計で**6人以下**)

【死傷災害】

2022年の全業種の死傷者数を、2017年の件数と比較し**5%以上減少**を目指します。
以下の業種の死傷者数については、2017年の件数と比較し**10%以上減少**を目指します。

製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業

(目標：2022年に全業種で**221人以下**)

製造業90人以下、建設業18人以下、道路貨物運送業42人以下、小売業12人以下)

○ストレスチェック

ストレスチェックの集団分析を実施した事業場の割合を**85%以上**を目指します。

*数値はストレスチェック実施義務のある50人以上の規模の事業場に対する割合

計画の重点事項及び対策

(1) 重点とする業種別対策

①製造業

動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、種々の対策を講じます。

②建設業

墜落・転落災害、重機による災害の防止を重点に、種々の対策を講じます。

③道路貨物運送業

荷役中の墜落・転落災害、交通労働災害の防止を重点に、種々の対策を講じます。

④小売業

転倒災害の防止を重点に、種々の対策を講じます。

(2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

- ・長時間労働者に対する医師の面接指導の実施等、事業場における健康管理対策について、一層の働きかけを行います。
- ・事業場におけるメンタルヘルス対策について引き続き推進し、高ストレス者に対する医師による面接指導の実施等ストレスチェック制度の取組について一層の働きかけを行います。
- ・腰痛予防について、道路貨物運送業、介護事業に対し、安全衛生教育の確実な実施を指導します。
- ・熱中症予防について、暑さ指数(WBGT値)の測定を進め、その結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう推進します。
- ・粉じん障害防止について、粉じん作業のある事業場の自主的取組を推進します。

(3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を推進します。

(4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

化学物質のリスクアセスメント、安全衛生教育の実施を、引き続き指導します。